

第3章 その他

第1節 その他

I 開発行為申請等に係る標準処理期間

番 号	許 認 可 等 事 務	南相馬市
1	都市計画法第29条第1項及び第2項の規定による開発行為の許可 (5ha以上の第2種特定工作物)	50日
2	都市計画法第29条第1項及び第2項の規定による開発行為の許可 (上記以外のもの)	50日
3	都市計画法第35条の2第1項の規定に基づく開発行為の変更許可	30日
4	都市計画法第36条の規定による開発行為の工事完了の検査及び検査済証の交付並びに工事完了広告	20日
5	都市計画法第37条第1号の規定による工事完了広告前の建築等の承認	25日
6	都市計画法第41条第2項ただし書(法第35条の2第4項において準用する場合を含む。)の規定による建築物の建築の特例許可	25日
7	都市計画法第42条第1項ただし書の規定による予定建築物等以外の建築物等の建築等	25日
8	都市計画法第45条の規定による開発許可の地位の承継承認	8日
9	都市計画法施行規則第60条の規定による適合の証明	15日

注1 処理日数は、市に到達した日の翌日から、処分等の文書を申請者に発送又は手交した日までの期間とする。

注2 処理日数には、申請の補正等に要する日数、南相馬市の休日をも定める条例に規定する市の休日は含まない。